

東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程

(平成16年4月1日東大規則第35号)

改正	平成17年	3月28日	東大規則第364号
改正	平成18年	3月30日	東大規則第125号
改正	平成19年	3月26日	東大規則第124号
改正	平成20年	3月25日	東大規則第95号
改正	平成21年	3月26日	東大規則第90号
改正	平成23年	3月28日	東大規則第91号
改正	平成24年	3月29日	東大規則第82号
改正	平成25年	3月28日	東大規則第109号
改正	平成26年	3月27日	東大規則第92号
改正	平成27年	3月26日	東大規則第112号
改正	平成28年	3月23日	東大規則第92号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、期間を定めて雇用する短時間勤務有期雇用教職員（労働契約法（平成19年法律第128号）第18条の規定により期間の定めのない雇用となった者を含み、東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則（平成16年規則第34号。以下「短時間勤務有期雇用就業規則」という。）第2条第2項に定めるものを除く。以下「特定短時間勤務有期雇用教職員」という。）の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程により雇用することができる特定短時間勤務有期雇用教職員は、次の各号に掲げるもの（特定有期雇用教職員に該当するものを除く。以下同じ。）とする。

- (1) 特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教（以下「特任教員」という。）
- (2) 特任研究員
- (3) 学術支援専門職員
- (4) 学術支援職員
- (5) 特任専門員
- (6) 特任専門職員
- (7) その他別に定める者

2 前項各号に掲げるものの就業に関する事項については、この規程及び別に定めるところによるほかは、短時間勤務有期雇用就業規則の規定を準用する。この場合において、同規則第55条第1項中「勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給調整額及び教育研究連携手当の合計額」とあるのは「勤務1時間当たりの給与額は、基本給」と読み替えるものとする。

3 第1項各号に掲げるものの基本給は、別表第1に定める特定短時間勤務有期雇用教職員時間給表により、別表第2に定める上限号俸表の区分に応じそれぞれ同表に定める上

限号俸の範囲内で決定する。ただし、年度途中において、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額が、当該決定された基本給を超える場合は、当該年度中の基本給は最低賃金額を上回る事となる直近上位の額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、役員会の承認を得た場合には、別表第1に定める号俸の最高の号俸を超える基本給又は別表第2に定める上限号俸の範囲を超える号俸に決定することができる。

第2章 特任教員

（特任教員の定義等）

第3条 特任教員とは、プロジェクト等（寄付講座又は寄付研究部門を含む。以下同じ。）において教育研究に従事する者をいう。

- 2 特任教員の選考基準は、東京大学教員の就業に関する規程（平成16年規則第16号。以下「教員就業規程」という。）第3条の規定を準用する。

- 3 特任教員には、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

（就業に関する特例）

第4条 特任教員には、短時間勤務有期雇用就業規則第4条、第11条、第54条、第56条及び第57条の規定は適用しない。

（契約期間及び契約の更新）

第5条 特任教員の契約期間及び契約の更新については、次の各号に定めるところによる。この場合の契約の更新は、予算の状況及び当該特任教員の勤務成績の評価に基づき行うものとする。

- (1) 一の会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）を限度とする契約期間とする（契約期間が12月未満の場合は、採用した日の属する会計年度の末日を限度として契約期間を延長することができる。）。この場合の更新については、4回（採用した日が会計年度の初日でないときは5回）、かつ、採用した日から起算して5年を限度とし、以後更新しない。
- (2) 必要に応じ、3年を限度とする契約期間とすることができる。この場合の更新については、3年を限度として1回に限り契約の更新をすることができる。
- (3) 役員会の承認を得たものについては、プロジェクト等の存続期間に限り、5年を限度とする契約期間とすることができる。この場合の更新については、当該プロジェクト等の存続期間に限り、5年を限度として1回に限り契約の更新をすることができる。

- 2 前項の更新による契約期間終了後は、引き続き採用しないものとする。

- 3 採用又は契約を更新しようとする日において、年齢が満60歳に達し、かつ、その日以後の最初の3月31日を超える事となる場合には、採用又は契約の更新をすることができない。

- 4 契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合、又は、雇入れの日から起算して1年を超える労働契約を終了させる場合（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。）には、少なくとも当該契約の期間の満了する日

の30日前までにその旨予告するものとする。

第6条 削除

第3章 特任研究員

(特任研究員の定義)

第7条 特任研究員とは、プロジェクト等において、専ら研究に従事する者をいう。

(就業に関する特例)

第8条 特任研究員には、短時間勤務有期雇用就業規則第4条、第11条、第54条、第56条及び第57条の規定は適用しない。

(契約期間及び契約の更新)

第9条 特任研究員の契約期間及び契約の更新は、第5条の規定を準用する。

第10条 削除

第4章 学術支援専門職員

(学術支援専門職員の定義)

第11条 学術支援専門職員とは、プロジェクト等において高度な知識等を必要とする業務を行う者をいう。

(就業に関する特例)

第12条 学術支援専門職員には、短時間勤務有期雇用就業規則第54条、第56条及び第57条の規定は適用しない。

第13条 削除

第5章 学術支援職員

(学術支援職員の定義)

第14条 学術支援職員とは、プロジェクト等において必要な業務に従事する技術者等をいう。

(就業に関する特例)

第15条 学術支援職員には、短時間勤務有期雇用就業規則第54条、第56条及び第57条の規定は適用しない。

第16条 削除

第6章 特任専門員

(特任専門員の定義)

第17条 特任専門員とは、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して行うことが特に必要と認める業務に雇用する者をいう。

(契約期間)

第17条の2 特任専門員は、3年を限度とする契約期間を定めて雇用する。

第18条 削除

(特任専門員に支給する給与)

第19条 特任専門員に支給する給与は、基本給及び通勤手当とする。

第7章 特任専門職員

(特任専門職員の定義)

第20条 特任専門職員とは、専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して行うことが必要と認める業務に雇用する者をいう。

(契約期間)

第20条の2 特任専門職員は、3年を限度とする契約期間を定めて雇用する。

第21条 削除

(特任専門職員に支給する給与)

第22条 特任専門職員に支給する給与は、基本給のほか、通勤手当、超過勤務手当、休日出勤手当及び夜勤手当とする。

第8章 高齢者雇用の特例

(高齢者雇用の特例)

第23条 特に必要と認めた場合には、第5条第3項及び第9条の規定にかかわらず、満60歳に達した後の者を雇用することができる。

第9章 期間の定めのない雇用への転換

(期間の定めのない雇用への転換)

第24条 この規程により雇用される期間その他本学における期間の定めのある雇用の期間を通算した期間が5年を超える者が、現に締結している契約の期間の満了する日の30日前までに所定の様式により期間の定めのない雇用への転換を申し出たときは、労働契約法その他の法令の定めるところにより、当該契約の期間の満了する日の翌日から期間の定めのない雇用となる。

2 前項の規定により期間の定めのない雇用となった者については、第5条、第9条、第17条の2及び第20条の2の規定は適用しない。

(期間の定めのない雇用への転換の特例)

第24条の2 次の各号に掲げる者に対する前条第1項の規定の適用については、同条中「5年」とあるのは「10年」とする。

- (1) 特任教員、特任研究員、学術支援専門職員及び学術支援職員
- (2) 特任専門員及び特任専門職員のうち科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る運営及び管理に関する業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事するものとして特に指定する者

(期間の定めのない雇用となった者の定年退職の日)

第25条 前条の規定により期間の定めのない雇用となった者の定年は、満60歳とし、

退職の日は、定年に達した日以後の最初の3月31日とする。ただし、第23条の規定による高齢者雇用の特例により雇用される者が、期間の定めのない雇用となった場合の退職の日は、期間の定めのない雇用となった日以後の最初の3月31日とする。

(期間の定めのない雇用となった者の定年退職後の再雇用)

第26条 第24条の規定により期間の定めのない雇用となった者が、前条の規定による定年退職の日の30日前までに所定の様式により再雇用を申し出たときは、当該退職した日の翌日から満65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、1年を超えない範囲内の期間(3月31日までの期間に限る。)を定めて採用し、更新することができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(特任教員及びリサーチフェロー等に係る経過措置)

2 この規則の施行日の前日から引き続いて、契約の更新又は延長をした特任教員及びリサーチフェロー等については、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、当該雇用が継続する間、改正前の規定により給与を支給することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第2項(第11条第2項において準用する場合を含む。)に規定する俸給月額及び俸給の調整額は、当分の間、平成17年4月1日現在において適用される教職員給与規則(平成16年規則第12号)による俸給月額及び俸給の調整額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(客員教員に係る経過措置)

2 この規則の施行日の前日から引き続いて、契約の更新をした客員教員については、第5条の規定にかかわらず、当該雇用が継続する間、改正前の規定により給与を支給することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程(平成16年規則第35号。以下「特定短時間勤務有期雇用教職

員就業規程」という。)により雇用されている者のうち、この規則の施行日に契約の更新をする者の契約の更新については、当該雇用が継続する間、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程により雇用されている者のうち、この規則の施行日前から契約期間が引き続く者の契約期間については、従前の契約期間とする。この場合の契約の更新については、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

4 前2項の規定の適用を受ける者のうち、特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程の一部を改正する規則(平成17年規則第364号)附則第2項及び特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程の一部を改正する規則(平成19年規則第124号)附則第2項の規定により給与を支給されている者については、当該雇用が継続する間、従前の規定により給与を支給することができる。

(特任助手の特例)

5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程により特任教員として雇用され、かつ特任助手の称号を付与されている者で、この規則の施行日に契約の更新をする者又はこの規則の施行日前から契約期間が引き続く者については、当該雇用が継続する間、特任助手として雇用することができる。この場合の特任助手の就業に関する事項については、改正後の第2章特任教員の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(特任専門員及び特任専門職員に係る経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程(平成16年規則第35号。以下「特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程」という。)により雇用されている特任専門員及び特任専門職員のうち、この規則の施行日に契約の更新をする者の契約の更新については、当該雇用が継続する間、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定短時間勤務有期雇用教職員就業規程により雇用されている特任専門員及び特任専門職員のうち、この規則の施行日前から契約期間が引き続く者の契約期間については、従前の契約期間とする。この場合の契約の更新については、当該者が施行日前に採用された日から起算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(学術支援職員に係る経過措置)

2 この規則の施行日の前日から引き続いて、契約の更新をした学術支援職員については、第16条の規定にかかわらず、当該雇用が継続する間、改正前の規定により給与を支給することができる。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9章の規定は、この規則の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある雇用について適用し、この規則の施行の日前の日が初日である期間の定めのある雇用の契約期間は、第24条第1項に規定する通算した雇用の期間には、算入しない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学特定短時間勤務有期雇用教職員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大規則第35号）の規定により給与を支給されている者のうち、この規則の施行日に引き続き雇用される者については、当該雇用が継続する間、従前の規定により給与を支給することができる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 特定短時間勤務有期雇用教職員時間給表（第2条関係）

号俸	時間給
1	960
2	990
3	1,020
4	1,060
5	1,090
6	1,120
7	1,150
8	1,180
9	1,220
10	1,250
11	1,280
12	1,310
13	1,340

14	1, 370
15	1, 410
16	1, 440
17	1, 470
18	1, 500
19	1, 530
20	1, 570
21	1, 600
22	1, 630
23	1, 660
24	1, 690
25	1, 720
26	1, 760
27	1, 790
28	1, 820
29	1, 850
30	1, 880
31	1, 920
32	1, 950
33	1, 980
34	2, 010
35	2, 040
36	2, 080
37	2, 110
38	2, 140
39	2, 170
40	2, 200
41	2, 230
42	2, 270
43	2, 300
44	2, 330
45	2, 360
46	2, 390
47	2, 430
48	2, 460
49	2, 490
50	2, 520
51	2, 550

5 2	2, 5 8 0
5 3	2, 6 2 0
5 4	2, 6 5 0
5 5	2, 6 8 0
5 6	2, 7 1 0
5 7	2, 7 4 0
5 8	2, 7 8 0
5 9	2, 8 1 0
6 0	2, 8 4 0
6 1	2, 8 7 0
6 2	2, 9 0 0
6 3	2, 9 3 0
6 4	2, 9 7 0
6 5	3, 0 0 0
6 6	3, 0 3 0
6 7	3, 0 6 0
6 8	3, 0 9 0
6 9	3, 1 3 0
7 0	3, 1 6 0
7 1	3, 1 9 0
7 2	3, 2 2 0
7 3	3, 2 5 0
7 4	3, 2 9 0
7 5	3, 3 2 0
7 6	3, 3 5 0
7 7	3, 3 8 0
7 8	3, 4 1 0
7 9	3, 4 4 0
8 0	3, 4 8 0
8 1	3, 5 1 0
8 2	3, 5 4 0
8 3	3, 5 7 0
8 4	3, 6 0 0
8 5	3, 6 4 0
8 6	3, 6 7 0
8 7	3, 7 0 0
8 8	3, 7 3 0
8 9	3, 7 6 0

9 0	3, 7 9 0
9 1	3, 8 3 0
9 2	3, 8 6 0
9 3	3, 8 9 0
9 4	3, 9 2 0
9 5	3, 9 5 0
9 6	3, 9 9 0
9 7	4, 0 2 0
9 8	4, 0 5 0
9 9	4, 0 8 0
1 0 0	4, 1 1 0
1 0 1	4, 1 5 0
1 0 2	4, 1 8 0
1 0 3	4, 2 1 0
1 0 4	4, 2 4 0
1 0 5	4, 2 7 0
1 0 6	4, 3 0 0
1 0 7	4, 3 4 0
1 0 8	4, 3 7 0
1 0 9	4, 4 0 0
1 1 0	4, 4 3 0
1 1 1	4, 4 6 0
1 1 2	4, 5 0 0
1 1 3	4, 5 3 0
1 1 4	4, 5 6 0
1 1 5	4, 5 9 0
1 1 6	4, 6 2 0
1 1 7	4, 6 5 0
1 1 8	4, 6 9 0
1 1 9	4, 7 2 0
1 2 0	4, 7 5 0
1 2 1	4, 7 8 0
1 2 2	4, 8 1 0
1 2 3	4, 8 5 0
1 2 4	4, 8 8 0
1 2 5	4, 9 1 0
1 2 6	4, 9 4 0
1 2 7	4, 9 7 0

1 2 8	5, 0 0 0
1 2 9	5, 0 4 0
1 3 0	5, 0 7 0
1 3 1	5, 1 0 0
1 3 2	5, 1 3 0
1 3 3	5, 1 6 0
1 3 4	5, 2 0 0
1 3 5	5, 2 3 0
1 3 6	5, 2 6 0
1 3 7	5, 2 9 0
1 3 8	5, 3 2 0
1 3 9	5, 3 6 0
1 4 0	5, 3 9 0
1 4 1	5, 4 2 0
1 4 2	5, 4 5 0
1 4 3	5, 4 8 0
1 4 4	5, 5 1 0
1 4 5	5, 5 5 0
1 4 6	5, 5 8 0
1 4 7	5, 6 1 0
1 4 8	5, 6 4 0
1 4 9	5, 6 7 0
1 5 0	5, 7 1 0
1 5 1	5, 7 4 0
1 5 2	5, 7 7 0
1 5 3	5, 8 0 0
1 5 4	5, 8 3 0
1 5 5	5, 8 6 0
1 5 6	5, 9 0 0
1 5 7	5, 9 3 0
1 5 8	5, 9 6 0
1 5 9	5, 9 9 0
1 6 0	6, 0 2 0
1 6 1	6, 0 6 0
1 6 2	6, 0 9 0
1 6 3	6, 1 2 0
1 6 4	6, 1 5 0
1 6 5	6, 1 8 0

1 6 6	6, 2 2 0
1 6 7	6, 2 5 0
1 6 8	6, 2 8 0
1 6 9	6, 3 1 0
1 7 0	6, 3 4 0
1 7 1	6, 3 7 0
1 7 2	6, 4 1 0
1 7 3	6, 4 4 0
1 7 4	6, 4 7 0
1 7 5	6, 5 0 0
1 7 6	6, 5 3 0
1 7 7	6, 5 7 0
1 7 8	6, 6 0 0
1 7 9	6, 6 3 0
1 8 0	6, 6 6 0
1 8 1	6, 6 9 0
1 8 2	6, 7 2 0
1 8 3	6, 7 6 0
1 8 4	6, 7 9 0
1 8 5	6, 8 2 0
1 8 6	6, 8 5 0
1 8 7	6, 8 8 0
1 8 8	6, 9 2 0
1 8 9	6, 9 5 0
1 9 0	6, 9 8 0
1 9 1	7, 0 1 0
1 9 2	7, 0 4 0
1 9 3	7, 0 8 0
1 9 4	7, 1 1 0
1 9 5	7, 1 4 0
1 9 6	7, 1 7 0
1 9 7	7, 2 0 0
1 9 8	7, 2 3 0
1 9 9	7, 2 7 0
2 0 0	7, 3 0 0
2 0 1	7, 3 3 0
2 0 2	7, 3 6 0
2 0 3	7, 3 9 0

204	7,430
205	7,460
206	7,490
207	7,520
208	7,550
209	7,580
210	7,620
211	7,650
212	7,680
213	7,710
214	7,740
215	7,780
216	7,810
217	7,840
218	7,870
219	7,900
220	7,930
221	7,970
222	8,000
223	8,030
224	8,060
225	8,090
226	8,130
227	8,160
228	8,190
229	8,220
230	8,250
231	8,290
232	8,320
233	8,350

単位：円

別表第2 上限号俸表（第2条関係）

区分	上限号俸
特任教授	233
特任准教授	230
特任講師	210

特任助教	1 9 0
特任研究員	2 3 0
學術支援專門職員	1 7 0
學術支援職員	7 0
特任專門員	2 3 3
特任專門職員	9 0